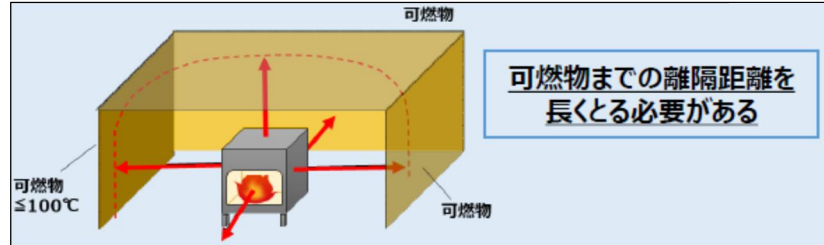


○簡易サウナ設備・一般サウナ設備に関する改正事項

《現行基準》

- ・消防法令上のサウナ設備の現行基準は、浴場・宿泊施設等に設置する固定式のサウナストーブを想定した内容となっている。
- ・サウナストーブと周囲の可燃物との間に100℃を超えない距離の離隔が必要となっており、テントやバレル等の狭い空間へのサウナストーブ設置に支障が生じている。



《改正後の基準》

新たに「簡易サウナ設備」に関する基準を規定するとともに、現行のサウナ設備を「一般サウナ設備」に変更し、差別化を図る。

	簡易サウナ設備	一般サウナ設備
対象	 	
	テント型サウナ	建物内に設置されたサウナ
	バレル型サウナ	
	定格出力 6kw以下	出力の制限なし
	薪・電気を熱源とするもの	熱源の制限なし
設置場所	テントやバレル等の外装内に設置 ※屋外や外気に面する場所に設置	浴場や宿泊施設等の建物内に設置 ※主にサウナ室に設置
安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の可燃物との軽微な離隔 ※200℃～300℃を超えない距離を保つ ・転倒防止 ・温度の異常上昇時における熱源の遮断機構 等 	<p>*サウナ設備の基準から変更なし*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の可燃物との離隔 ※100℃を超えない距離を保つ ・転倒防止 ・温度の異常上昇時における熱源の遮断機構 ・使用する燃料に対応した規制 ・付属する風道に関する規制 等
届出	必要 ※個人が設けるものは除く	必要 ※個人の住居に設けるものは除く